用地調査等業務費積算基準　新旧対照表

赤字：今回改正箇所

（R6.3.14改正）

新

用地調査等業務費積算基準

（省略）

第６　建物等の調査

１～３（省略）

４　建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6－3によるものとする。

表６－３（省略）

（１）木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6－4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－5により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表６－４（省略）

表6－5

区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
木造建物Ａ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師　Ｂ	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師　Ｃ	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師　Ｄ	――	――	0.13	0.13人	
木造建物Ｂ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師　Ｂ	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師　Ｃ	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師　Ｄ	――	――	0.13	0.13人	
木造建物Ｃ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師　Ｂ	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師　Ｃ	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師　Ｄ	――	――	0.10	0.10人	

旧

用地調査等業務費積算基準

（省略）

第６　建物等の調査

１～３（省略）

４　建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6－3によるものとする。

表６－３（省略）

（１）木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6－4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－5により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表６－４（省略）

表6－5

区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
木造建物Ａ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師　Ｂ	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師　Ｃ	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師　Ｄ	――	――	0.13	0.13人	
木造建物Ｂ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師　Ｂ	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師　Ｃ	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師　Ｄ	――	――	0.13	0.13人	
木造建物Ｃ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	――	――	――	――	
			技師　Ａ	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師　Ｂ	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師　Ｃ	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師　Ｄ	――	――	0.10	0.10人	

新

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－6の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年３月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－６（省略）

（２）木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6－7により行うものとする。

ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6－7

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師　A	0.70	0.25	──	0.95人	
			技師　B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
		70㎡未満	技師　C	──	2.10	0.46	2.56人	
			技師　D	──	──	0.22	0.22人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－8の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－８（省略）

（３）非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6－9の構造別区分及び表6－10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－11により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

旧

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－6の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年３月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－６（省略）

（２）木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6－7により行うものとする。

ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6－7

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師　A	0.70	0.25	──	0.95人	
			技師　B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
		70㎡未満	技師　C	──	2.10	0.46	2.56人	
			技師　D	──	──	0.22	0.22人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－8の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿要領第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－８（省略）

（３）非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6－9の構造別区分及び表6－10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－11により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

新

表6－9

区　分	構　　造
非木造建物Ａ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（Ｓ耐火）
非木造建物Ｂ	鉄骨造（非木造建物Ａを除く）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物Ｃ	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物Ｄ	プレハブ造（非木造建物Ｂ及び木質系の専用住宅を除く）

表６－10（省略）

構造計算を行わない場合　　表6－11

区　分	単位	規　模	職　種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備　考
非木造建物Ａ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	3.60	——	4.68人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師　Ｃ	——	2.54	1.39	3.93人	
			技師　Ｄ	——	——	0.23	0.23人	
非木造建物Ｂ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	2.76	——	3.59人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師　Ｃ	——	1.98	0.97	2.95人	
			技師　Ｄ	——	——	0.21	0.21人	
非木造建物Ｃ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	2.18	——	3.00人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師　Ｃ	——	1.90	1.00	2.90人	
			技師　Ｄ	——	——	0.26	0.26人	
非木造建物Ｄ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	——	——	0.12	0.12人	用途のよる区分イの場合
			技師　Ａ	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師　Ｂ	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師　Ｃ	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師　Ｄ	——	——	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区　分	単位	規　模	職　種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備　考
非木造建物Ａ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	11.43	——	12.51人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師　Ｃ	——	2.54	1.39	3.93人	
			技師　Ｄ	——	——	0.23	0.23人	
非木造建物Ｂ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	9.47	——	10.30人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師　Ｃ	——	1.98	0.97	2.95人	
			技師　Ｄ	——	——	0.21	0.21人	
非木造建物Ｃ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	7.17	——	7.99人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師　Ｃ	——	1.90	1.00	2.90人	
			技師　Ｄ	——	——	0.26	0.26人	

旧

表6－9

区　分	構　　造
非木造建物Ａ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（Ｓ耐火）
非木造建物Ｂ	鉄骨造（非木造建物Ａを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物Ｃ	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物Ｄ	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表６－10（省略）

構造計算を行わない場合　　表6－11

区　分	単位	規　模	職　種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備　考
非木造建物Ａ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	3.60	——	4.68人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師　Ｃ	——	2.54	1.39	3.93人	
			技師　Ｄ	——	——	0.23	0.23人	
非木造建物Ｂ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	2.76	——	3.59人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師　Ｃ	——	1.98	0.97	2.95人	
			技師　Ｄ	——	——	0.21	0.21人	
非木造建物Ｃ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	2.18	——	3.00人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師　Ｃ	——	1.90	1.00	2.90人	
			技師　Ｄ	——	——	0.26	0.26人	
非木造建物Ｄ	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	——	——	0.12	0.12人	用途のよる区分イの場合
			技師　Ａ	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師　Ｂ	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師　Ｃ	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師　Ｄ	——	——	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区　分	単位	規　模	職　種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備　考
非木造建物Ａ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	11.43	——	12.51人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師　Ｃ	——	2.54	1.39	3.93人	
			技師　Ｄ	——	——	0.23	0.23人	
非木造建物Ｂ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	9.47	——	10.30人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師　Ｃ	——	1.98	0.97	2.95人	
			技師　Ｄ	——	——	0.21	0.21人	
非木造建物Ｃ	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	7.17	——	7.99人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師　Ｃ	——	1.90	1.00	2.90人	
			技師　Ｄ	——	——	0.26	0.26人	

新

非木造建物Ｄ	棟	７０㎡以上 １３０㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｃ 技師　Ｄ	―― ０．４１ ０．４１ ０．４１ ――	―― １．５２ １．１０ ０．６９ ――	０．１２ ０．１１ ０．３４ ０．４２ ０．１８	０．１２人 ２．０４人 １．８５人 １．５２人 ０．１８人	用途による区分イの場合

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－１２の補正率表を適用するものとする。
　　ただし、非木造建物Ｄにあっては、木造建物の表６－６の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
　・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
　・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－１２～表６－１３（省略）

５　建物等の法令適合性の調査及び算定

（省略）

６　工作物の調査

（１）機械設備
　機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。
イ　機械設備の区分
　機械設備の調査及び算定を行う場合は、表６－１６の区分によるものとする。

表６－１６（省略）

ロ　機械設備の調査及び算定
　機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表６－１７により行うものとする。
　ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。
　なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
（ｉ）規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
（ii）機械設備の高さは、３メートル未満までを標準とし、３メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表６－１７

区　分	単位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
機械設備Ａ	事業所	設置面積 １００㎡以上 ２００㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	０．４４ ０．４４ ０．４４ ――	０．１４ ０．７５ ０．９３ ――	０．４０ ０．４０ ―― ０．２２	０．９８人 １．５９人 １．３７人 ０．２２人	

旧

非木造建物Ｄ	棟	７０㎡以上 １３０㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｃ 技師　Ｄ	―― ０．４１ ０．４１ ０．４１ ――	―― １．５２ １．１０ ０．６９ ――	０．１２ ０．１１ ０．３４ ０．４２ ０．１８	０．１２人 ２．０４人 １．８５人 １．５２人 ０．１８人	用途による区分イの場合

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－１２の補正率表を適用するものとする。
　　ただし、非木造建物Ｄにあっては、木造建物の表６－６の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
　・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
　・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－１２～表６－１３（省略）

５　建物等の法令適合性の調査及び算定

（省略）

６　工作物の調査

（１）機械設備
　機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。
イ　機械設備の区分
　機械設備の調査及び算定を行う場合は、表６－１６の区分によるものとする。

表６－１６（省略）

ロ　機械設備の調査及び算定
　機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表６－１７により行うものとする。
　ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。
　なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
（ｉ）規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
（ii）機械設備の高さは、３メートル未満までを標準とし、３メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表６－１７

区　分	単位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
機械設備Ａ	事業所	設置面積 １００㎡以上 ２００㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	０．４４ ０．４４ ０．４４ ――	０．１４ ０．７５ ０．９３ ――	０．４０ ０．４０ ―― ０．２２	０．９８人 １．５９人 １．３７人 ０．２２人	

新

機械設備Ｂ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.94 0.94 0.94 ――	0.42 2.29 2.76 ――	0.60 2.31 ―― 0.63	1.96人 5.54人 3.70人 0.63人	
機械設備Ｃ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.18 1.18 1.18 ――	0.42 2.87 3.45 ――	0.60 2.89 ―― 0.63	2.20人 6.94人 4.63人 0.63人	
機械設備Ｄ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.35 1.35 1.35 ――	0.42 3.30 3.97 ――	0.60 3.33 ―― 0.63	2.37人 7.98人 5.32人 0.63人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－18の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－18（省略）

ハ　機械設備の見積

（省略）

（２）生産設備
生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。
イ　生産設備の区分
生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6－20の区分によるものとする。

表６－20（省略）

ロ　生産設備の調査及び算定
生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－21により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備ＡからＣまでの設備区域内に生産設備Ｄが存する場合には、生産設備Ｄは計上しないものとする。

旧

機械設備Ｂ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.94 0.94 0.94 ――	0.42 2.29 2.76 ――	0.60 2.31 ―― 0.63	1.96人 5.54人 3.70人 0.63人	
機械設備Ｃ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.18 1.18 1.18 ――	0.42 2.87 3.45 ――	0.60 2.89 ―― 0.63	2.20人 6.94人 4.63人 0.63人	
機械設備Ｄ	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.35 1.35 1.35 ――	0.42 3.30 3.97 ――	0.60 3.33 ―― 0.63	2.37人 7.98人 5.32人 0.63人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－18の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－18（省略）

ハ　機械設備の見積

（省略）

（２）生産設備
生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。
イ　生産設備の区分
生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6－20の区分によるものとする。

表６－20（省略）

ロ　生産設備の調査及び算定
生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－21により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備ＡからＣまでの設備区域内に生産設備Ｄが存する場合には、生産設備Ｄは計上しないものとする。

新

表6－21

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
生産設備Ａ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.10	0.10人	
			技師　Ａ	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師　Ｂ	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師　Ｃ	0.29	0.49	――	0.78人	
			技師　Ｄ	――	――	0.15	0.15人	
生産設備Ｂ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.12	0.12人	
			技師　Ａ	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師　Ｂ	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師　Ｃ	0.41	0.70	――	1.11人	
			技師　Ｄ	――	――	0.19	0.19人	
生産設備Ｃ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.11	0.11人	
			技師　Ａ	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師　Ｂ	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師　Ｃ	0.21	0.48	――	0.69人	
			技師　Ｄ	――	――	0.17	0.17人	
生産設備Ｄ	箇　所	――――	主任技師	――	――	0.08	0.08人	
			技師　Ａ	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師　Ｂ	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師　Ｃ	0.13	0.21	――	0.34人	
			技師　Ｄ	――	――	0.17	0.17人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－22の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－22（省略）

ハ　生産設備の見積

（省略）

（３）附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）
附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ　附帯工作物の区分
附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6－24によるものとする。

表６－24（省略）

旧

表6－21

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
生産設備Ａ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.10	0.10人	
			技師　Ａ	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師　Ｂ	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師　Ｃ	0.29	0.49	――	0.78人	
			技師　Ｄ	――	――	0.15	0.15人	
生産設備Ｂ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.12	0.12人	
			技師　Ａ	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師　Ｂ	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師　Ｃ	0.41	0.70	――	1.11人	
			技師　Ｄ	――	――	0.19	0.19人	
生産設備Ｃ	設　備当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	――	――	0.11	0.11人	
			技師　Ａ	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師　Ｂ	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師　Ｃ	0.21	0.48	――	0.69人	
			技師　Ｄ	――	――	0.17	0.17人	
生産設備Ｄ	箇　所	――――	主任技師	――	――	0.08	0.08人	
			技師　Ａ	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師　Ｂ	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師　Ｃ	0.13	0.21	――	0.34人	
			技師　Ｄ	――	――	0.17	0.17人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－22の補正率表を適用するものとする。
注２　本表は、石綿要領第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表６－22（省略）

ハ　生産設備の見積

（省略）

（３）附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）
附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ　附帯工作物の区分
附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6－24によるものとする。

表６－24（省略）

新

ロ　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－25により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を７０パーセントに補正するものとする。

表6－25

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
住宅敷地Ａ	戸	敷地面積 150㎡未満	技師　Ａ	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師　Ｂ	0.20	──	0.28	0.48人	
			技師　Ｃ	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師　Ｄ	──	──	0.06	0.06人	
住宅敷地Ｂ	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師　Ａ	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師　Ｂ	0.26	──	0.39	0.65人	
			技師　Ｃ	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
住宅敷地Ｃ	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師　Ａ	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師　Ｂ	0.47	──	0.61	1.08人	
			技師　Ｃ	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
農家敷地Ａ	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師　Ａ	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師　Ｂ	0.65	──	0.88	1.53人	
			技師　Ｃ	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
農家敷地Ｂ	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師　Ａ	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師　Ｂ	0.91	──	1.11	2.02人	
			技師　Ｃ	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師　Ｄ	──	──	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師　Ａ	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師　Ｂ	0.41	──	0.83	1.24人	
			技師　Ｃ	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師　Ｄ	──	──	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所	────	技師　Ａ	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師　Ｂ	0.13	──	0.21	0.34人	
			技師　Ｃ	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師　Ｄ	──	──	0.15	0.15人	

注１　工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注２　工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－26の補正率表を適用するものとする。

注３　附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注４　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

ロ　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－25により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を７０パーセントに補正するものとする。

表6－25

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
住宅敷地Ａ	戸	敷地面積 150㎡未満	技師　Ａ	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師　Ｂ	0.20	──	0.28	0.48人	
			技師　Ｃ	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師　Ｄ	──	──	0.06	0.06人	
住宅敷地Ｂ	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師　Ａ	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師　Ｂ	0.26	──	0.39	0.65人	
			技師　Ｃ	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
住宅敷地Ｃ	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師　Ａ	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師　Ｂ	0.47	──	0.61	1.08人	
			技師　Ｃ	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
農家敷地Ａ	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師　Ａ	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師　Ｂ	0.65	──	0.88	1.53人	
			技師　Ｃ	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師　Ｄ	──	──	0.07	0.07人	
農家敷地Ｂ	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師　Ａ	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師　Ｂ	0.91	──	1.11	2.02人	
			技師　Ｃ	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師　Ｄ	──	──	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師　Ａ	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師　Ｂ	0.41	──	0.83	1.24人	
			技師　Ｃ	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師　Ｄ	──	──	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所	────	技師　Ａ	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師　Ｂ	0.13	──	0.21	0.34人	
			技師　Ｃ	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師　Ｄ	──	──	0.15	0.15人	

注１　工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注２　工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－26の補正率表を適用するものとする。

注３　附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注４　本表は、石綿要領第４条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第７条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・同要領第８条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

表６－26（省略）

ハ　独立工作物の見積

（省略）

（４）立竹木の調査及び算定

（省略）

（５）庭園の調査及び算定

（省略）

（６）墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10}\right)$$

表６－34（省略）

表6－35

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
墳　墓　A	10㎡	３画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師　B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師　C	0.16	0.17	――	0.33人	
			技師　D	――	――	0.16	0.16人	
墳　墓　B	10㎡	５画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師　B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師　C	0.25	0.17	――	0.42人	
			技師　D	――	――	0.27	0.27人	
墳　墓　C	10㎡	７画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師　B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師　C	0.36	0.21	――	0.57人	
			技師　D	――	――	0.38	0.38人	
墳　墓　D	10㎡	３～５基（画地）程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師　B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師　C	0.21	0.21	――	0.42人	
			技師　D	――	――	0.22	0.22人	
墳　墓　E	10㎡	７基（画地）程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師　B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師　C	0.36	0.26	――	0.62人	
			技師　D	――	――	0.38	0.38人	

旧

表６－26（省略）

ハ　独立工作物の見積

（省略）

（４）立竹木の調査及び算定

（省略）

（５）庭園の調査及び算定

（省略）

（６）墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10}\right)$$

表６－34（省略）

表6－35

区　分	単 位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算 定		
墳　墓　A	10㎡	３画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師　B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師　C	0.16	0.17	――	0.33人	
			技師　D	――	――	0.16	0.16人	
墳　墓　B	10㎡	５画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師　B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師　C	0.25	0.17	――	0.42人	
			技師　D	――	――	0.27	0.27人	
墳　墓　C	10㎡	７画地程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師　B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師　C	0.36	0.21	――	0.57人	
			技師　D	――	――	0.38	0.38人	
墳　墓　D	10㎡	３～５基（画地）程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師　B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師　C	0.21	0.21	――	0.42人	
			技師　D	――	――	0.22	0.22人	
墳　墓　E	10㎡	７基（画地）程度	主任技師	――	――	0.05	0.05人	
			技師　A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師　B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師　C	0.36	0.26	――	0.62人	
			技師　D	――	――	0.38	0.38人	

新

注１　墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。
注２　当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第５権利調査　２墓地管理者等の調査で行うものとする。

７　建物等の残地移転要件の該当性の検討

（省略）

８　照応建物の設計案の作成等

（省略）

第７　営業その他の調査

１　営業その他の区分

営業その他の調査は、表7－1の区分によって行うものとする。

表7－1

区　　分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

２　打合せ協議

中間打合せの回数は、２回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

３　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査　３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7－2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用する。

表7－2

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	備　考
現地踏査	業　務	――	技師　A 技師　B	0.34人 0.34人	

４　営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7－3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7－4の補正を行うものとする。

表7－3

区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
営　業	事業所（企業）	――	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.52 0.52 0.52 ――	0.68 1.63 4.06 ――	0.68 1.64 ―― 0.46	1.88人 3.79人 4.58人 0.46人	

注　事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

旧

注１　墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。
注２　当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第５権利調査　２墓地管理者等の調査で行うものとする。

７　建物等の残地移転要件の該当性の検討

（省略）

８　照応建物の設計案の作成等

（省略）

第７　営業その他の調査

１　営業その他の区分

営業その他の調査は、表7－1の区分によって行うものとする。

表7－1

区　　分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

２　打合せ協議

中間打合せの回数は、２回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

３　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査　３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7－2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用する。

表7－2

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	備　考
現地踏査	業　務	――	技師　A 技師　B	0.26人 0.26人	

４　営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7－3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7－4の補正を行うものとする。

表7－3

区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
営　業	事業所（企業）	――	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.57 0.57 0.57 ――	0.94 1.43 3.92 ――	0.60 1.61 ―― 0.45	2.11人 3.61人 4.49人 0.45人	

注　事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

新

表７－４（省略）

５　仮営業所設置工事費用の調査及び算定

（省略）

６　居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7－6により行うものとする。

表7－6

区　分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	――	技師　A	――	0.02	――	0.02人	
			技師　B	0.05	――	――	0.05人	
			技師　C	0.05	0.08	――	0.13人	

７　動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7－7により行うものとする。

表7－7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸（世帯）	――	技師　A	――	――	0.04	0.04人	
			技師　B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師　C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師　D	――	――	0.07	0.07人	
農家住家	戸	――	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師　C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師　D	――	――	0.11	0.11人	
店舗	店舗	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師　C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師　D	――	――	0.07	0.07人	
事務所	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師　C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師　D	――	――	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.02	0.02人	
			技師　B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師　C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師　D	――	――	0.04	0.04人	
倉庫	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.02	0.02人	
			技師　B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師　C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師　D	――	――	0.07	0.07人	

注　区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7－8 の補正率表を適用するものとする。

旧

表７－４（省略）

５　仮営業所設置工事費用の調査及び算定

（省略）

６　居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7－6により行うものとする。

表7－6

区　分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	――	技師　A	――	0.02	――	0.02人	
			技師　B	0.05	――	――	0.05人	
			技師　C	0.05	0.05	――	0.10人	

７　動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7－7により行うものとする。

表7－7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸（世帯）	――	技師　A	――	――	0.04	0.04人	
			技師　B	0.20	0.06	0.05	0.31人	
			技師　C	0.20	0.12	0.09	0.41人	
			技師　D	――	――	0.09	0.09人	
農家住家	戸	――	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.45	0.05	0.06	0.56人	
			技師　C	0.45	0.24	0.12	0.81人	
			技師　D	――	――	0.10	0.10人	
店舗	店舗	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.26	0.05	0.04	0.35人	
			技師　C	0.26	0.18	0.13	0.57人	
			技師　D	――	――	0.09	0.09人	
事務所	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.03	0.03人	
			技師　B	0.17	0.04	0.04	0.25人	
			技師　C	0.17	0.11	0.10	0.38人	
			技師　D	――	――	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.02	0.02人	
			技師　B	0.08	0.05	0.03	0.16人	
			技師　C	0.08	0.10	0.07	0.25人	
			技師　D	――	――	0.03	0.03人	
倉庫	事業所	50㎡以上150㎡未満	技師　A	――	――	0.02	0.02人	
			技師　B	0.13	0.04	0.03	0.20人	
			技師　C	0.13	0.12	0.06	0.31人	
			技師　D	――	――	0.06	0.06人	

注　区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7－8 の補正率表を適用するものとする。

新

表７－８（省略）

８　その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7－9により行うものとする。

表7－9

区　分	単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備考
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査あり）	世帯	―	技師 A 技師 B 技師 C	― ― ―	― 0.06 0.16	0.03 0.05 0.14	0.03人 0.11人 0.30人	補償額算定
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査なし）	世帯	―	技師 A 技師 B 技師 C	― ― ―	― ― ―	0.03 0.05 0.14	0.03人 0.05人 0.14人	補償額算定
移転雑費	所有者又は世帯	―	技師 A 技師 B 技師 C	― ― ―	― ― ―	0.04 0.06 0.48	0.04人 0.06人 0.48人	補償額算定

９　その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、６居住者に関する調査、７動産に関する調査及び算定、８その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7－10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7－11を適用するものとする。

表7－10

区　分	単位	職種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備考
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査あり）	世帯	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	― 0.28 0.28 ―	0.02 0.12 0.40 ―	0.11 0.16 0.71 0.07	0.13人 0.56人 1.39人 0.07人	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査なし）	世帯	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	― 0.28 0.28 ―	0.02 0.06 0.24 ―	0.11 0.16 0.71 0.07	0.13人 0.50人 1.23人 0.07人	

注　本表は、表7－6、表7－7（一般住家）及び表7－9の合計人員である。

旧

表７－８（省略）

８　その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7－9により行うものとする。

表7－9

区　分	単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備考
仮住居又は借家人補償	世帯	―	技師 A 技師 B 技師 C	― ― ―	― ― ―	0.02 0.05 0.13	0.02人 0.05人 0.13人	補償額算定
移転雑費	所有者又は世帯	―	技師 A 技師 B 技師 C	― ― ―	― ― ―	0.04 0.06 0.52	0.04人 0.06人 0.52人	補償額算定

９　その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、６居住者に関する調査、７動産に関する調査及び算定、８その他通損に関する算定（仮住居又は借家人補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7－10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7－11を適用するものとする。

表7－10

区　分	単位	職種	外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計	備考
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり）	世帯	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	― 0.25 0.25 ―	0.02 0.06 0.17 ―	0.10 0.16 0.74 0.09	0.12人 0.47人 1.16人 0.09人	

注　本表は、表7－6、表7－7（一般住家）及び表7－9の合計人員である。

新

表7－11

区　　分	単位	職　種	外業	内業		計	備　考
			調　査	図面等	算　定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	―― 0.28 0.28 ――	0.02 0.06 0.24 ――	0.08 0.11 0.57 0.07	0.10人 0.45人 1.09人 0.07人	

注　本表は、表7－10下段より表7－9中段の人員を控除したものである。

（省略）

第１３　補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第 14 条に定められた土地調書及び物件調書、地方整備局用地事務取扱細則準則第 52 条に定められた損失補償協議書並びに同準則第 55 条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が２名以上の編成で行うことを前提としたものである。

１　打合せ協議

中間打合せの回数は、１回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

２　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－1により行うものとする。

旧

表7－11

区　　分	単位	職　種	外業	内業		計	備　考
			調　査	図面等	算　定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	―― 0.25 0.25 ――	0.02 0.06 0.17 ――	0.08 0.11 0.61 0.09	0.10人 0.42人 1.03人 0.09人	

注　本表は、表7－10より表7－9（仮住居又は借家人補償）の人員を控除したものである。

（省略）

第１３　補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の積算内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－1の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が２名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表13－1

区　　分	判　　断　　基　　準
補償説明等Ａ	用地調査等共通仕様書第128条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等Ｂ	補償説明等Ａ以外のもの。 ただし、表13－2の判断基準により区分を行うものとする。

表13－2

区　　分	判　　断　　基　　準
補償説明等 Ｂ－イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は１名とする。
補償説明等 Ｂ－ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 Ｂ－ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居用併用を含む）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 Ｂ－ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注　補償説明等Ｂに係る直接人件費の積算に当たっては、表13－2による区分ごとの補正率は、表13－3により行うものとする。

表13－3

区　　分	Ｂ－イ	Ｂ－ロ	Ｂ－ハ	Ｂ－ニ
補 正 率	0.50	0.80	1.00	1.30

１　打合せ協議

中間打合せの回数は、３回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

２　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－4により行うものとする。

新

表13－1

種　　目	単　位	規　模	職　　種	外　業	備　　考
現地踏査	業　務	―	主任技師 技師　A 技師　B	0.40人 0.40人 0.40人	

3　概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－2により行うものとする。

表13－2

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
概況 ヒアリング等	権利者	―	主任技師 技師　A 技師　C	― 0.01 0.01	0.02 0.02 0.02	0.02人 0.03人 0.03人	

注１　技師Ａ１名、技師Ｃ１名の合計２名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注２　直接人件費　＝　単価　×　権利者数

4　説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－3により行うものとする。

旧

表13－4

種　　目	単　位	規　模	職　　種	外　業	備　　考
現地踏査	業　務	―	主任技師 技師　A 技師　B	0.54人 0.54人 0.54人	

注　現地踏査は、表13－1の区分を行わないものとする。

3　概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Ａにあっては表13－5、補償説明等Ｂにあっては表13－6により行うものとする。

（補償説明等Ａ）　　表13－5

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
概　況 ヒアリング等	権利者	―	主任技師 技師　A 技師　C	0.27 0.54 0.27	0.39 0.81 0.39	0.66人 1.35人 0.66人	

注１　補償説明等Ａは、主任技師１名、技師Ａ２名、技師Ｃ１名の合計４名編成によって行うことを前提としたものであり、表13－5に表示する技師Ａは２名分の人員数である。
（以下「補償説明等Ａの歩掛について同じ」）

注２　直接人件費　＝　単価　×　権利者数

（補償説明等Ｂ）　　表13－6

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
概況 ヒアリング等	権利者	Ｂ－ハ	主任技師 技師　A 技師　C	― 0.08 0.08	0.06 0.06 0.06	0.06人 0.14人 0.14人	

注１　補償説明等Ｂは、技師Ａ１名、技師Ｃ１名の合計２名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注２　本表の歩掛は、表13－2のＢ－ハを基準としたものであり、表13－2の区分によって表13－3の補正を行うものとする。

注３　直接人件費　＝　表13－3の補正単価　×　表13－2の区分ごとの権利者数

4　説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Ａにあっては表13－7、補償説明等Ｂにあっては表13－8により行うものとする。

新

表13－3

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
説明資料の作成等	権利者	——	主任技師 技師　A 技師　C	—— —— ——	0.08 0.09 0.15	0.08人 0.09人 0.15人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

5　補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13－4により行うものとする。

表13－4

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
補償説明	回	——	主任技師 技師　A 技師　C	—— 0.13 0.13	0.01 0.01 0.12	0.01人 0.14人 0.25人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 回

（省略）

旧

（補償説明等Ａ）　表13－7

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
説明資料等の作成	権利者	——	主任技師 技師　A 技師　C	—— —— ——	0.54 2.97 2.28	0.54人 2.97人 2.28人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

（補償説明等Ｂ）　表13－8

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
説明資料等の作成	権利者	Ｂ－ハ	主任技師 技師　A 技師　C	—— —— ——	0.06 0.17 0.31	0.06人 0.17人 0.31人	

注１　本表の歩掛は、表13－2のＢ－ハを基準としたものであり、表13－2の区分によって表13－3の補正を行うものとする。

注２　直接人件費 ＝ 表13－3の補正単価 × 表13－2の区分ごとの権利者数

5　補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Ａにあっては表13－9、補償説明等Ｂにあっては表13－10により行うものとする。

（補償説明等Ａ）　表13－9

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
補償説明	権利者	——	主任技師 技師　A 技師　C	5.40 10.97 5.57	0.81 1.62 2.43	6.21人 12.59人 8.00人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

（補償説明等Ｂ）　表13－10

種　目	単位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
補償説明	権利者	Ｂ－ハ	主任技師 技師　A 技師　C	—— 1.97 1.97	0.10 0.10 0.58	0.10人 2.07人 2.55人	

注１　本表の歩掛は、表13－2のＢ－ハを基準としたものであり、表13－2の区分によって表13－3の補正を行うものとする。

注２　直接人件費 ＝ 表13－3の補正単価 × 表13－2の区分ごとの権利者数

（省略）

新

第１５　地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第１条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第４条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

［一］　事前調査、事後調査及び算定

（省略）

［二］　費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が２名以上の編成で行うことを前提としたものである。

１　打合せ協議

中間打合せの回数は、２回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

２　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査　３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－1により行うものとする。

表15－2－1

種　　目	単　位	規　模	職　　種	外　業	備　　考
現地踏査	業　務	――	技師　A 技師　B 技師　C	0.60人 0.60人 0.60人	

３　概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－2により行うものとする。

表15－2－2

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
概況ヒアリング等	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― 0.05 0.05	0.04 0.04 0.04	0.04人 0.09人 0.09人	

注１　技師Ａ１名、技師Ｃ１名の２名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注２　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

旧

第１５　地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第１条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第４条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

［一］　事前調査、事後調査及び算定

（省略）

［二］　費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が２名以上の編成で行うことを前提としたものである。

１　打合せ協議

中間打合せの回数は、２回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

２　現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第６建物等の調査　３現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－1により行うものとする。

表15－2－1

種　　目	単　位	規　模	職　　種	外　業	備　　考
現地踏査	業　務	――	技師　A 技師　B 技師　C	0.50人 0.50人 0.50人	

３　概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－2により行うものとする。

表15－2－2

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
概況ヒアリング等	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― 0.06 0.06	0.04 0.04 0.04	0.04人 0.10人 0.10人	

注１　技師Ａ１名、技師Ｃ１名の２名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注２　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

新

4　説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－3により行うものとする。

表15－2－3

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
説明資料の作成等	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― ―― ――	0.04 0.11 0.21	0.04人 0.11人 0.21人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

5　費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－4により行うものとする。

表15－2－4

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
費用負担説明	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― 1.45 1.45	0.10 0.10 0.36	0.10人 1.55人 1.81人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

旧

4　説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－3により行うものとする。

表15－2－3

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
説明資料の作成等	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― ―― ――	0.04 0.12 0.24	0.04人 0.12人 0.24人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

5　費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－4により行うものとする。

表15－2－4

種　目	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業	計	備　考
費用負担説明	権利者	――	主任技師 技師　A 技師　C	―― 1.57 1.57	0.08 0.08 0.46	0.08人 1.65人 2.03人	

注　直接人件費 ＝ 単価 × 権利者数

新

別表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種　　別	細　　別	単　位	数位	備　　考
共通	打合せ協議		業　務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業　務	1	
権利調査	公図等の転写		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	現況利用調査		㎡	100	
	聞き取り調査（自治体）		機　関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地形図等調査		㎡	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		㎡	100	
	報告書作成		業　務	1	
建物等	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設　備	1	
	生産設備	見積	台	1	

旧

別表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種　　別	細　　別	単　位	数位	備　　考
共通	打合せ協議		業　務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業　務	1	
権利調査	公図等の転写		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	現況利用調査		㎡	100	
	聞き取り調査（自治体）		機　関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地形図等調査		㎡	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		㎡	100	
	報告書作成		業　務	1	
建物等	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設　備	1	
	生産設備	見積	台	1	

新

の調査	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇　所	1	
	独立工作物		箇　所	1	
	独立工作物	見積	箇　所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1，000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	庭園		箇　所	1	
	墳墓等		㎡	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世　帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店　舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査あり）	世　帯	1	
		仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査なし）	世　帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居あり	世　帯	1	
		仮住居なし	世　帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	関係資料収集		権利者	1	

旧

の調査	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇　所	1	
	独立工作物		箇　所	1	
	独立工作物	見積	箇　所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1，000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	庭園		箇　所	1	
	墳墓等		㎡	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世　帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店　舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世　帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世　帯	1	
		仮住居無	世　帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	関係資料収集		権利者	1	

新

工法案の検討	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	現地調査等		業　務	1	
	資料の収集及び作成		業　務	1	
	調書等の作成		業　務	1	
	添付図面の作成		種　類	1	
裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業　務	1	

旧

工法案の検討	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	現地調査等		業　務	1	
	資料の収集及び作成		業　務	1	
	調書等の作成		業　務	1	
	添付図面の作成		種　類	1	
裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業　務	1	

新

地評価	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業　務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明		回	1	
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

旧

地評価	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業　務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等Ａ	権利者	1	
		補償説明等Ｂ	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等Ａ	権利者	1	
		補償説明等Ｂ	権利者	1	
	補償説明	補償説明等Ａ	権利者	1	
		補償説明等Ｂ	権利者	1	
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇　所	1	
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業　務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	